

別表Ⅰ 介護福祉士資格に基づく業務

- ※ いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。
- ※ 介護等とは、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対しての介護に関する指導を行う業務を指すものです。
- ※ 資格登録日以降が有効な実務経験となります。(資格登録日以前は該当しません。)

① 通知に基づく業務として認められるもの

介護福祉士資格に基づく業務として認められる施設・事業、職種については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に関わる介護等の業務の範囲等について」（昭和 62 年 2 月 12 日付社庶第 29 号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）別添 2 により定められているものと同等とします。

1. 高齢者分野

介護保険法

種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
指定通所介護（指定療養通所介護を含む） 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 第 1 号通所事業	介護職員
指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護	
指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護	
指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護	
指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	
指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション	
指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護	

種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
指定特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護	介護職員
指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
指定介護療養型医療施設 介護医療院	
指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 第一号訪問事業	訪問介護員 ホームヘルパー ※ 業務内容が主として身体介護であること。
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
指定夜間対応型訪問介護	

老人福祉法

種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
老人デイサービスセンター	介護職員 (養護老人ホームのみ支援員) その主たる業務が介護等の業務である者
老人短期入所施設	
特別養護老人ホーム	
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
有料老人ホーム	

その他

種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
サービス付き高齢者向け住宅	その主たる業務が介護等の業務である者
指定訪問看護 指定介護予防訪問看護	看護補助者 (その主たる業務が介護等の業務である者)

1. 障害者分野

障害者総合支援法

種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設 精神障害者社会復帰施設	介護職員 生活支援員 指導員
地域活動支援センター	

種別 (対象となる施設・事業者等)		職種 (対象となる職員)
障害者支援施設		介護職員、介助員、生活支援員、指導員、世話人（共同生活介護、共同生活援助）等 訪問介護員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー その主たる業務が介護等の業務である者
障害福祉サービス事業を行う施設	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	
	生活介護、短期入所、自立訓練、療養介護、就労移行支援、就労継続支援、共同生活介護、共同生活援助、重度障害者等包括支援	
児童デイサービス		

その他

種別 (対象となる施設・事業者等)		職種 (対象となる職員)
在宅重度障害者通所援護事業		介護職員
知的障害者通所援護事業		
地域生活支援事業	身体障害者自立支援、生活サポート、移動支援事業、日中一時支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、訪問入浴サービス	その主たる業務が介護等の業務である者

1. 児童分野

児童福祉法

種別 (対象となる施設・事業者等)		職種 (対象となる職員)
児童発達支援	入所者の保護に直接従事する職員 介護職員 介助員 看護補助者 指導員 児童指導員等	
放課後等デイサービス		
児童発達支援センター		
障害児入所施設		
知的障害児施設		
知的障害児通園施設		
盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設		
肢体不自由児施設		
重症心身障害児施設		
重症心身障害児（者）通園事業		
肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの）		
指定発達支援医療機関		
保育所等訪問支援		訪問支援員
居宅訪問型児童発達支援		

1. その他分野

生活保護法

種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
救護施設	介護職員
更生施設	

その他

種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
病院・診療所	看護補助者、看護助手、介護職員等、その主たる業務が介護等の業務である者
家政婦紹介所 (介護等の業務を行う場合に限る)	家政婦
ハンセン病療養所	介護職員
労災特別介護施設	
地域福祉センター	
隣保館デイサービス事業	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
原子爆弾被爆者養護ホーム 原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業	その主たる業務が介護等である者
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
訪問看護事業 (健康保険法第 88 条第 1 項に規定するもの)	看護補助者 (主たる業務が介護等である者)
介護等の便宜を供与する事業	その主たる業務が介護等である者

② その他、介護福祉士資格に基づく業務として認められるもの

種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
指定通所介護を行う施設 ※ 指定地域密着型通所介護、第一号通所事業、指定介護予防通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護は含まない。	生活相談員
指定短期入所生活介護を行う施設 ※ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護は含まない。	
介護保険の指定を受けた福祉用具貸与・販売を行う事業所	福祉用具相談専門員